

# 国政に対して あなたの意思を

投票日は**9月11日(日)**、

投票時間は**午前7時から午後8時まで**です。

※一部の投票所では、繰り上げされます。

## 投票できる人は

次のとおり、選挙人名簿に登録されている人です。

- ① 昭和60年9月12日以前に生まれた人で、平成17年5月29日以前に転入届をした人
- ② 昭和60年9月2日以前に生まれた人で、平成17年6月1

## 投票箱

日以前に転入届をした人

投票所入場券は  
世帯主へ郵送します

投票所入場券は、1人世帯にはハガキ、2人以上の世帯には封書で各世帯主あてに郵送します。ハガキ1枚に1人分の入場券を印刷しています。

なお、入場券を当日持参されなかった場合でも、選挙人名簿に登録されていれば投票できます。入場券を紛失したり、持参するのを忘れた人は、投票所で申し出てください。

## 投票は3回行います

- ① 「衆議院小選挙区選出議員選挙」は、黄色の投票用紙の枠の中に、「候補者の氏名」を1つ書いてください。
- ② 「衆議院比例代表選出議員選挙」は、白色の投票用紙の枠の中に、「政党等の名称」を1つ書いてください。
- ③ 「最高裁判所裁判官国民審査」は、淡紅色の投票用紙に印刷されている裁判官の氏名の枠の中に、やめさせた方がよいと思う裁判官に「×」を記入してください。なお、やめさせなくてもよいと思う裁判官については、何も記入しないでください。

## 投票日に都合の悪い場合は 事前に投票できます

投票日に仕事、旅行などで投票所に行けない人は、期日

前投票ができます。 ※印鑑は不要です。

〈期日前投票ができる期間〉

◇衆議院議員総選挙

8月31日(水)～

9月10日(土)

◇最高裁判所裁判官国民審査

9月4日(日)～

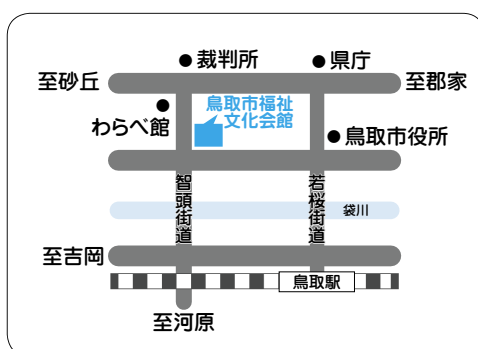
9月10日(土)

〈期日前投票ができる時間〉

午前8時30分～午後8時

〈期日前投票ができる場所〉

福祉文化会館3階会議室、または住所地の総合支所(用瀬町地域は、用瀬町民会館)



病院、老人ホーム、市外でも投票できます

不在者投票の指定を受けて